

平家物語「あさましき」こと考

——語句分析から伝本の相違を考える(三)——

城 阪 早 紀

はじめに

平家物語伝本の性格の相違を、同一語句の使用の様相から明らかにすることを目的として、前稿⁽¹⁾では、「うたてし」と「まさなし」の分析に着手した。本稿では「うたてし」と同様に、批評句として使用される「あさまし」を取り上げ、『覚一本平家物語』(以下「覚一本」)⁽²⁾と『延慶本平家物語』(以下「延慶本」)⁽³⁾の相違を論じる。

従来「あさまし」は、王法・仏法破壊に対して用いられることが指摘されてきた語である。確かに「あさまし」は王法・仏法破壊に対する驚きやあきれを示す語であるが、覚一本と延慶本とは「あさまし」と評される対象や、「あさましき」事態を引き起こす人物が異なっているように思われる。本稿ではその差異を検討することで、両本がどのような出来事を「あさましき」ことと把握し、それを物語中にどのように位置づけているかを考察する。以下、先行研究に導かれつつ「あさまし」の用例を検討したい。

一、平家物語の「あさまし」

小林美和氏⁽⁴⁾は、延慶本の文体が「唱導的な語り、のスタイルを踏まえるものであること」(傍点ママ)、「それが説話文学としての姿勢・形式と結びついている」ことを指摘した。氏は、延慶本に「語り本等に比して叙述者自身の価値観、主観を示す批評句がずい分と高い頻度で出てくる」ことに注目し、この「批評句」が「その各々の説話のテーマを端的にあらわしている」ことを述べた。たとえば「あさまし」について次のように論じる。

本書の文末句「浅猿シ」は、王法・仏法を核として政道や山門等々といった既成の公的秩序への反逆行為、若しくはその破壊に対して集中的に用いられることがわかってくる。この点でも著述者は意識的であり、その主張は先の「ヤ」や「カシ」の用法に通じ合うものである。また「浅猿シ」のこうした用例が登場するのは、一本から三本(覚一本の巻一から巻六に相当…引用者注)までの間に限られており、このことは換言すれば、こうした批評句の説話の主題決定性を示しているともいえよう。

小林氏の指摘するように延慶本の「浅猿シ」は、「王法・仏法」をはじめとする「公的秩序への反逆行為」や「その破壊」に対して使われる、重要語句といえよう。

さて池田敬子氏は、「両作品」の「語の用法・語義範囲の相違」から『平家物語』(覚一本)と『太平記』の「印象の相違」を明らかにする取り組みを続けている⁽⁵⁾。形容詞「あさまし」について、『平家物語』では「清盛の王法破

滅の悪行、さらに仏法破滅の悪行までを含めた悪行全体と呼応する」語であると述べる。また、特に覚一本においては、「清盛（平家）の悪行が積み重なっていく道程と呼応する形で巻四・巻五において使用されることによって、特別の語義の強さの嶺を形成し、他に例を見ない『夏』や『年』を形容することが可能な文脈の意味を付与」されっていると論じ、これは「覚一本の中でのみ発生しえた限定的な用法」であるとす⁽⁶⁾。

池田氏の述べるように、「あさまし」が覚一本においても物語前半部の王法・仏法破壊に用いられるのであれば、それは延慶本の特徴とは捉えがたいように思われる。池田氏は、数ある王法・仏法破壊の中でも、巻四と巻五の清盛の悪行に対して「あさまし」という語を積み重ねていくところに覚一本の特徴があると述べるが、延慶本にはどのような特徴があるのだろうか。分析対象を、小林氏は「あさまし」が地の文の文末に出現する例に限ったが、地の文全体に広げ、人々の評として用いられる例も視野に入れることで、より包括的に議論したい。

また池田氏は、「あさまし」と「うたてし」の違いを次のように説明する。

「あさまし」が編者の理知的な思想をあらわすとすれば、「うたてし」は編者の主情的な情緒を表現する、読みよ
うによつては編者の感情の本音を読み取りうる語であるということになる⁽⁷⁾。

稿者が覚一本の「うたてし」を調査した際⁽⁸⁾、「うたてし」は他者のふさわしくない行動や振舞への落胆や非難を示す語であり、時に世を乱した人物への評としても使われていることを述べた。「うたてし」には物語内容を統括する、いわば「理知的」な側面も認められるように思われる。「あさまし」と「うたてし」の意味の違いは、批評対象の違いにあるのではないだろうか。

二、覚一本の「あさまし」

「あさまし」は、動詞「あさむ」が形容詞化した語である。一般に「意外である。驚くべきさまである」(『日本国語大辞典』第二版)とか、「事の意外さに驚きあきれるさま」(『角川古語大辞典』)をあらわす語とされ、古くは善悪いずれの場合にも用いられた。平家物語では「悪い場合に限って用いられ、嘆きを基調とする驚きの意に変化している」(『平家物語辞典』)ことが指摘されている。

「あさまし」が事の意外さへの「驚き」や「あきれ」を示す語であること、平家物語では悪い場合に限って用いられることは、ひとまず首肯されよう。ただし、ここでいう「悪い場合」とは、先行論の指摘から王法・仏法の破壊という、あつてはならない事態の発生を指すことが予想され、単純に普遍化できない種々の否定的な感情をあらわす語として用いられているように思われる。以下、両本の文脈が与える意味を用例に即して検討したい。

1 覚一本「あさまし」の分類

覚一本に形容詞「あさまし」は25例あり、その派生語10例⁹⁾を合わせると35例ある。これを覚一本の文脈によって分類すると、次のようになろう。

〈A〉連体修飾語に用いられ、住居や人物の様子がはたからみて驚くほどひどいさまである 3例

地の文

2例

会話文・心内語 1例

〈B〉連用修飾語に用いられ、程度があきれるほど甚だしいさまをあらわす 1例

地の文 1例

会話文・心内語 なし

〈C〉あつてはならない事態への、種々の否定的な感情をあらわす 31例

地の文 16例

① 編者の評 13例

② 登場人物の心情 3例

会話文・心内語 15例

〈A〉の例としては、藤原成経の流された「柴の庵」や「かたはうど」(片端人)の様子をいう例がある。

(地) 備前の児嶋に漕よせて、民の家のあさましげなる柴の庵にをき奉る。(卷二「大納言流罪」)

(会) 「(巫女の託宣) …子を思ふ道にまよひぬれば、いぶせき事もわすられて、あさましげなるかたはうどにまじはって、一千日が間、朝夕みやづかひ申さむと仰らるゝこそ、誠に哀におほしめせ。…」(卷一「願立」)

〈B〉には、平家一門が一年前の都落はどうしようもなく慌ただしかったことを思い出す例がある。

(地)「こぞのけふは宮こをいでしぞかし。程なくめぐりにけり」とて、あさましうあはたゞしかりし事どもの給ひいだして、なきぬわらひぬぞし給ひける。
(巻十「藤戸」)

右の例のように、〈A〉は特定の事物、〈B〉は人の心情や状態を修飾する例であり、語の意味するところは明らかである。編者が物語をどのように認識・把握したかを知ることがかりになるのは、さしあたり〈C〉ということになる。

ただし〈C〉のうち、「会話文・心内語」(15例)と「地の文」の「②登場人物の心情」(3例)⁹⁰⁾は、用例数が多いものの、話者の置かれる立場や状況といった場面への依存が多いように思われる。よって本稿の目的からこれらはおくこととし、次節では〈C〉「地の文」の「①編者の評」13例に焦点を当てて検討する。

2 編者の評としての「あさまし」13例

覚一本に編者の評として、あつてはならない事態が発生した時の、驚き・あきれ・嘆き・嫌悪といった否定的な感情をあらわす「あさまし」は13例ある。以下、Ⅰ「王法」、Ⅱ「仏法」、Ⅲ「王法」・「仏法」のいずれに関わるかという観点から分類する。「あさまし」の語が、延慶本の同じ場面にも見える3例には、用例番号に丸囲みを付す。

さて「あさまし」を含む一文の位置を見ると、章段の末文が4例(124412)あり、うち1例(12)は巻末である。段落の冒頭は1例(7)ある⁹¹⁾。これら、「あさまし」を含む一文が主題を示す位置にある5例は、全て「王法」に関わる例である。また係り結びの形式をとる例は、「こそあさましけれ」1例(5)、「ぞあさましき」2例(413)の計3例である。ほかに強調表現として、「申も中々おろかなり」2例(23)がある。こうした強調表現は、5例中4例が清盛の悪行に対して使われている。以上のことから、覚一本の「あさまし」は、清盛の王法破壊に力点

を置いていることが予想されよう。

I 「王法」 8例

覚一本に、「王法」に関わる「あさまし」は8例ある。

1 天皇の崩御 1例

1 (六条院崩御)〈章段末文〉されば御譲をうけさせ給ひたりし六条院も、安元二年七月十四日、御年十三にて崩御なりぬ。あさましかりし御事也。
(卷三「法皇被流」)

1は、二条天皇の皇子六条院が一三歳という若さで崩御したことを「あさまし」と言う例である。二条天皇の血をうけた子孫が永続しなかったことを嘆くものである。

2 行幸・還御の「儀式」 2例

2 (主上の行幸)〈章段末文〉主上は池に船をうかべてめされけり。武士どもしきりに矢をまいらせければ、七条侍従信清・紀伊守範光御舟に候はれけるが、「是はうちのわたらせ給ふぞ、あやまち仕るな」とのたまへば、兵ども皆馬よりをりてかしこまる。閑院殿へ行幸なし奉る。行幸の儀式のあさましさ、申も中々をろかなり。

(卷八「鼓判官」)

2は法住寺合戦下の例である。後鳥羽天皇が舟に乗って身を隠していたところ、あるうことか義仲軍が矢を射かけた。その後、義仲軍に伴われて閑院殿へ行幸するが、その様は言葉にできないほどひどいあり様であった。

3（摂政の還御）東帯の御袖にて御涙ををさへつゝ、還御の儀式あさましき、申も中々おろかなり。大織冠・淡海公の御事はあげて申に及ず、忠仁公・昭宣公より以降、摂政閑白のかゝる御目にあはせ給ふ事、いまだ承及ず。是こそ平家の悪行のはじめなれ。

（巻一「殿下乗合」）

清盛は難波・瀬尾ら三百騎に、資盛の受けた恥辱の報復を命じる。待ち伏せされた摂政藤原基房は、牛車の簾をかなぐり落とされ、随身の髻を切られる。摂政・閑白がこのような目に遭うことは前例がなく、中御門の御所にお帰りになる様子の「あさましき」は、言葉にできないと言う。3（摂政の還御）は清盛の悪行でもある。

3 清盛の悪行 5例

摂政基房への乱行は「平家の悪行のはじめ」（3）であったが、以下の出来事も清盛の悪行として列挙される。

4（A高倉宮への処遇）〈章段末文〉源以仁とは高倉宮を申けり。まさしむ太上法皇の王子をうちたてまつるだに
あるに、凡人にさへなしたてまつるぞあさましき。

（巻四「通乗之沙汰」）

5（B遷都）先祖の御門のさしも執しおぼしめされたる都を、させるゆへなく、他国他所へうつさるゝこそあさましけれ。

（巻五「都遷」）

6 (A高倉宮への処遇+B遷都) ふるき都はあれゆけば、いまの都は繁昌す。あさましかりける夏もすぎ、秋にも已になりにけり。
(卷五「月見」)

4は、後白河法皇の皇子である高倉宮を討つことさえ「あさましき」ことであるのに、さらには「凡人」にしてしまったことを言う。5は、平家の「先祖」である桓武天皇が定めた、平家の崇めるべき都を「させるゆへなく」遷したことを「あさまし」と言う。同章段(「都遷」)では、天皇でさえたやすく遷すことのできない都を、清盛が「人臣の身」で遷したことを「おそろしき」ことと言う。

一天の君、万乗のあるじだにもうつしえ給はぬ都を、入道相国、人臣の身としてうつされけるぞおそろしき。
(卷五「都遷」)

続く6では、4高倉宮が討たれ(五月)、5遷都(六月)のあった「夏」を、まとめて「あさまし」と言う。

7 (B遷都)〈段落冒頭〉上皇は、おとし法王の鳥羽殿におしこめられさせ給し御事、去年高倉の宮のうたれさせ給ひし御有様、宮こうつりとてあさましかりし天下のみだれ、かやうの事ども御心ぐるしうおほしめされけるより、御悩つかせ給ひて、つねはわづらはしうきこえさせ給しが、東大寺・興福寺のほろびぬるよしきこしめされて、御悩いよ〜おもらせ給ふ。法王なのめならず御歎ありし程に、同正月十四日、六波羅池殿にて、上皇遂に崩御なりぬ。
(卷六「新院崩御」)

治承五（二八二）年正月、高倉天皇は法皇幽閉・高倉宮への処罰・遷都にくわえ、南都炎上によって御惱を重くされ、遂に崩御された。7は遷都によって「天下のみだれ」が起きたことを、再び「あさまし」と言うものである。

II 「仏法」 1例

覚一本に「仏法」に関わる「あさまし」は次の1例で、延慶本と共通である。

1 清盛の悪行 1例

⑧（C南都炎上）廿九日、頭中将、南都ほろぼして北京へ帰りいらる。入道相国ばかりぞ、いきどほりはれてよろこばれける。中宮・一院・上皇・摂政殿以下の人々は、「悪僧をこそほろぼすとも、伽藍を破滅すべしや」とぞ御歎ありける。衆徒の類共、もとは大路をわたして獄門の木に懸らるべしときこえしかども、東大寺・興福寺のほろびぬるあさましさに、沙汰にも及ず。あそここの溝や堀にぞすてをきける。（卷五「奈良炎上」）

⑧は、清盛が命じた南都炎上に関する例である。討ち取った「衆徒の類共」を獄門に懸けよということであったが、東大寺・興福寺の伽藍が「破滅」された「あさまし」に命令もなかった、というものである。

III 「王法」・「仏法」 5例

覚一本に、「王法」と「仏法」に関わる「あさまし」は5例ある。

1 貴人の死後の騒動 3例

次の3例は、貴人の死後に騒動が起きたことをいう例である。

⑨（二条院）御門かくれさせ給ては、心なき草木までも愁たる色にてこそあるべきに、此騒動のあさましさに、高も賤も、肝魂をうしなつて、四方へ皆退散す。
（巻一「清水寺炎上」）

二条院は讓位後間もなく、二三歳の若さで崩御された。その「御葬送の時」、延暦寺が先例に背いて興福寺より先に額を打つと、それに腹を立てた興福寺が延暦寺の額を打ち割つた。⑨は「心なき草木までも愁たる色にてこそあるべき」時に、こうした「騒動」が起きることを「あさまし」と言う。

次の2例も同様に、謹んで仏事を行うべき時に騒動が起きることをいうものである。

⑩（清盛）やがて葬送の夜、ふしぎの事あまたあり。玉をみがき金銀をちりばめて作られたりし西八条殿、其夜にはかにやけぬ。人の家のやくるは、つねのならひなれども、あさましかりし事どもなり。何ものしわざにや有けん、放火とぞ聞えし。
（巻六「築嶋」）

11（清盛）大將軍には、左兵衛督知盛、左中将清経、小松少将有盛、都合其勢三万余騎で発向す。入道相国うせ給て後、わづかに五旬をだにも過ぎるに、さこそみだれたる世といひながら、あさましかりし事どもなり。

（巻六「祇園女御」）

⑩11は清盛の死に関するもので、⑩は「葬送の夜」に西八条殿が炎上したこと、4は追善法要を行うべき「五句」のうちに子らが出陣することを、「あさまし」という例である。清盛が亡くなったのは、高倉上皇の崩御から「わづかに中一両月をへだて」た閏二月であった。「諒闇」のうちに、こうした騒動が起きることは、あつてはならない事態である。

2 清盛の悪行 2例

12 (A 高倉宮への処遇 + B 遷都 + C 南都炎上) (巻末) 聖武皇帝宸筆の御記文には、「我寺興福せば、天下も興福し、吾寺衰微せば、天下も衰微すべし」とあそばされたり。されば天下の衰微せん事も疑なしとぞ見えたりける。あさましかりつる年もくれ、治承も五年に成にけり。
(巻五「奈良炎上」)

12は、高倉宮が討たれ(4)、遷都(5)と南都炎上(8)のあった治承四年を、「あさましかりつる年」と総括する。聖武天皇「宸筆の御記文」を引用し、東大寺が「衰微」したので、「天下」も「衰微」するにちがいないと予見する。

13 (王法仏法) 治承五年正月一日、内裏には、東国の兵革、南都の火災によつて朝拝とゞめられ、主上出御もなし。物の音もふきならさず、舞樂も奏せず、吉野のくずもまいらず、藤氏の公卿一人も参ぜられず。氏寺焼失によつてなり。二日、殿上の宴酔もなし。男女うちひそめて、禁中いま／＼しうぞ見えける。仏法王法ともにつきぬる事ぞあさましき。
(巻六「新院崩御」)

年が改まり治承も五年になったが、「東国の兵革」や「南都の火災」のために朝拜も行われぬ。藤原氏も氏寺である興福寺が焼失したため出仕しない。政が行われず「仏法王法」が共に尽きたことを「あさまし」と言う。

以上、覚一本の編者評としての「あさまし」13例を確認した。覚一本は、貴人の死後は喪に服して慎むべきであるとか、主上や摂政の還御・行幸は慣例通りに行われるべきであるというような、前代から守られてきた慣習が断ち切られた時に、「あさまし」と嘆く傾向にある。清盛の悪行に関わって「あさまし」が使われる例は、13例中8例（3）⑧、1213）と多い。「人臣の身」でありながら、高倉宮を「凡人」にしたこと、遷都を敢行したこと、南都炎上させた清盛の「あさましき」悪行は、積もり積もって高倉天皇の崩御をもたらすことになる。

一つ留意すべきは、覚一本は「仏法王法ともにつきぬる事ぞあさましき」（13）と、「王法」と「仏法」を並列しつつも、個別の事例を確認すると、王法に関する例が多い点である。Ⅱ「仏法」に分類した⑩南都炎上も、仏法破壊を象徴する「あさましき」ことではあるが、それによって藤原氏が出仕しなくなったり、南都の僧綱たちが宮中への出入りを止められたりと宮中での政に影響を与えている。⑩南都炎上も「王法」と無縁ではない。

四、延慶本の「あさまし」

1 延慶本「あさまし」の分類

延慶本には、「あさまし」が84例あり、その派生語10例¹²⁾を合わせると94例ある。これを延慶本の文脈によって分類すると、次のようになる。

〈A〉連体修飾語に用いられ、住居や流刑地・人物や鬼の様子⁽¹³⁾がはたからみて驚くほどひどいさまである 10例

地の文 7例

会話文・心内語 3例

〈B〉連用修飾語に用いられ、事態の程度があきれるほど甚だしいさまをあらわす 5例

地の文 5例

会話文・心内語 なし

〈C〉あつてはならない事態への、種々の否定的な感情をあらわす 79例

地の文 50例

① 編者の評 29例

② 登場人物の心情 21例

会話文・心内語 29例

① 人々の評 5例

② 登場人物の心情 24例

延慶本には〈C〉「会話文・心内語」の中に、「①人々の評」が5例ある⁽¹⁴⁾。これは物語中の出来事への批評であるという点で、編者評に準じるものといえる。よって次節では〈C〉のうち、「地の文」の「①編者の評」29例と「会話文・心内語」の「①人々の評」5例を合わせた34例を検討する。

2 編者・人々の評としての「あさまし」 34例

「あさまし」を含む一文の位置を見ると、章段の末文が3例（8 23 34）、段落の末文が6例（2 12 15 24 26 28）あり、段落冒頭にも2例（4 16）ある。主題を示す一文で多く使われていることから、「うたてし」は延慶本においても物語内容を統括する語として使われていることが窺われる。なおこれらは、「王法」・「仏法」の双方に関わる場面に認められる。

また係り結びの形式を取る例は、10例を数える。うち、「こそ」（1 8 10 11 23 24 27 30）が8例、「ぞ」（5）が1例である。さらに、「アサマシトモ云ハカリナシ。」（2）や「浅猿ト云モ愚カナリ。」（25）のように強調表現を伴う例が7例（2 6 13 14 20 25 26）ある。係り結びの例と合わせると16例になり、およそ半数が強調表現を伴うことになる。これらも、「王法」・「仏法」に偏りなく使われている。

I 「王法」 21例

延慶本に、「王法」に関わる「あさまし」は21例ある。

1 清盛の悪行 7例

延慶本に清盛の悪行に関わる例は7例ある。ただし覚一本と重なる例はない。

1の1 公卿の解任・流罪 2例

次の2例は、治承三年十一月に清盛が「四十二人」の公卿・殿上人を解官し流罪にしたことを言う例である。

1 (解官・流罪) 十六日、入道、(中略) 関白殿御子息、中納言師家ヲ奉始ニテ、大政大臣師長公・按察大納言資賢已下ノ卿相・雲客、上下北面ノ輩ニ至マデ、都合四十二人、官ヲ止テ追籠ラル。(中略) 其中ニ、関白殿ヲバ大宰帥ニ遷シテ、筑紫ヘ流シ奉ラレケルコソ浅猿ケレ。

(二本・廿七「入道卿相雲客四十余人解官事」)

2 (解官・流罪) (段落末文) 此ノ外ノ人々モ、逃迷、周章騒アヘリ。アサマシトモ云ハカリナシ。

(二本・廿八「師長尾張国へ被流給事」)

1は関白藤原基房が大宰帥に左遷されたこと、2は清盛の処遇を受けた人々が逃げ回り慌て騒ぐあり様を、「あさまし」と言う。

1の2 法皇幽閉 3例

清盛は関白らの解官・流罪に続き、後白河法皇を鳥羽殿に幽閉する。

3 (法皇幽閉) 廿日、院御所七条殿ニ、軍兵雲霞ノ如ク、四面ニ打カコミタリ。二三万騎モヤ有ラムトミュ。コハ何事ゾト、御所中ニ候合タル公卿・殿上人、上下北面ノ輩、局々ノ女房マデモ、サコソ浅猿クオボシケメ。

(二本・卅「法皇ヲ鳥羽ニ押籠奉ル事」)

4 (法皇幽閉) (段落冒頭) 去七日大地震ハ、カ、ル浅猿ギ事ノ有ベカリケル前表ナリ。十六洛又ノ底マデモコタヘテ、堅牢地神モ驚動給ケルトゾ覚ヘシ。陰陽頭泰親朝臣、馳參テ、泣々奏聞シケルモ理ナリケリ。

(二本・卅「法皇ヲ鳥羽ニ押籠奉ル事」)

3は院御所が大勢の武士に包囲された場面である。御所にいる誰もが「あさましき」と思ったであろうと編者が推し量る。幽閉された法皇は、最期を覚悟して行水を行い「最後ノ御勤」をする。4では、十一月七日に大地震が起きた時、占文に「仏法・王法共ニ傾キ、世ハ只今ニ失候ナムズ」とあつた通り「浅猿キ事」が起きたことを言う。

5 (法皇幽閉) 院内サヘカヤウニ御物思ニ結ホレサセオワシマスゾアサマシキ。

(二本・卅二「内裏ヨリ鳥羽殿へ御書有事」)

高倉天皇は出家の意向を法皇に伝えるが、「君」(高倉天皇)が世にあることだけが「タノミ」であるから思いとどまるようにと返事がある。それを読んだ高倉天皇は「涙ニ咽」ぶ。5は天皇と法皇が思い煩い、嘆き悲しむ様を「あさまし」と言う。

1の3 高倉天皇への冷遇 1例

6 (高倉天皇への冷遇) 加様ニ御歎ノ色深カリケルヲ、入道ネタマシク悪キ事ニ思マヒラセテ、御呵嘖ノ女房・美女ヲモ呼取テ、人一人モ付マヒラセズシテ、参内シ給フ。臣下・卿上ヲモイサメ留メ給ケレバ、入道ノ權威ニ恐ヲナシテ、参内シ給フ人モナシ。浅猿ト云計ナシ。

(三本・五「小督局内裏へ被召事」)

治承五年、高倉院の崩御に伴って小督の逸話が記される。高倉天皇は、小督が清盛を恐れて姿を消したために悲嘆に暮れた。高倉天皇が小督に心を寄せることをなおも良く思わない清盛は、女房や臣下たちの参内を禁じた。6は清盛

の權威を恐れて参内する者のいないことを、「あさまし」と言う。

1の4 成親への尋問 1例

7 (藤原成親) 蕭荷・樊会・韓信・彭越、皆高祖之功臣タリシカドモ、カクノミコソ有ケレ。唐朝ニモ不限、我朝ニモ保元・平治ノ比ハ、浅猿カリ事共モ有シゾカシ。新大納言一人ニモ限ルマジ。「コハイカガハセムズル」ト、人歎アヘリ。
(一末・十二「新大納言ヲ痛メ奉ル事」)

藤原成親は清盛から尋問を受け「半死半生」の目に遭う。大納言の地位にある者を尋問することも、悪行の一つといえよう。しかし延慶本は、「唐朝」には「高祖之功臣」の五人が讒言によつて殺された先例があり、「我朝」にも保元・平治の頃には「あさましき」ことがあつたとして、「あさましき」目に遭う人物は成親一人ではないと言う。

覚一本にも、延慶本の7(藤原成親)と同様に、「あさましき」ことの先例として「保元・平治ノ比」をあげる場面がある。次に引用する、藤原成親の発話である。

(念)：宰相入道成頼、か様の事共を伝へきいて、「(成頼)：保元平治のみだれをこそ浅ましと思しに、世すゑになればかゝる事もありけり。此後猶いか斗の事か出こんずらむ。：」
(卷三「城南之離宮」)

覚一本の成頼は、関白らの解官・流罪、法皇幽閉を受けて、「保元・平治のみだれ」さえ「あさまし」と思ったのに、世が末になつたのでこのようなことが起きてしまった、この先これ以上のことがあるだろうか、と嘆く。保元・平治

の先例を、覚一本は今起きている惨事とは比較にならないものとして引くが、延慶本はそれと並列する出来事としており、扱いが異なる。

2 清盛以外の人物 2例

延慶本では清盛以外にも「あさましき」事態を招いた人物が列挙されている。そのうち「王法」に関わるものが2例ある。

8 (源頼政)〈章段末文〉此ヲバ非職ノ輩、オホケナキ事ヲ思企タリケリ。今ノ三位入道ノ思立レケムハ、是ニハ似ルベキ事ナラネドモ、遂ニ前途ヲ不達ニセシテ、宮ヲ失ヒ奉リ、我身モ滅ヌル事コソ、返々モアサマシケレ。

(二中・廿六「後三条院ノ宮事」)

8は、源頼政が高倉宮を語らつて拳兵したものの「前途ヲ不達ス」宮を失い、我が身も滅びることになったことを言う。頼政の拳兵とは「似ルベキ事ナラネドモ」と差異化しつつ、安和二(九六九)年の安和の変や、輔仁親王の護持僧仁寛が鳥羽天皇の暗殺を企てた事件を先例としてあげる。

9 (惠美仲麻呂)カ、リケレバ、惠美大臣、弓削ノ法皇ヲ情デ、帝ヲ怨ミ奉ル余リ、天平宝字八年九月十八日、国家傾奉ムト謀ル。(中略)一族親類、同心合力ノ輩、首アマタ都ヘ持参レリ。公卿ダニモ五人首ヲ切レヌ。上古ニモカ、ル浅猿キ事共アリケルトゾ承ル。平家ノ栄ヘ目出カリツル有様モ、又朝敵トナテ、家々ニ火カケテ都ヲ

落ヌル事ガラモ、惠美ノ大臣ニ異ナラズ「西国へ落給タリトテモ、幾日何月カアルベキ。只今ニ滅ナムズル物ヲ」トゾ、人々申アヒケル。
 (三末・卅三「惠美仲麻呂事」)

9では平家の先例として、栄華を極めながら「朝敵」となった惠美仲麻呂をあげる。上古にもこのような「あさましき」ことがあったとして、西国へ落ちた平家も同じように滅びるのであると人々は噂する。

3 宝剣喪失 1例

10 (宝剣喪失) 天神・地神ニ幣帛ヲ捧テ祈リ、靈仏・靈社ニ僧侶ヲ籠テ、大法・秘法、無所殘ニ被行ケレドモ、驗ナシ。龍神是ヲ取テ龍宮ニ納テケレバ、遂ニ失ニケルコソ淺猿ケレ。
 (六本・十九「靈劍等事」)

平家と共に都を出て西海に沈んだ宝剣は、「末代」であるためか、龍神が竜宮に収めたためか、遂に失われてしまった。「神代ヨリ伝ハリタル三種ノ宝物」(五本・三)の一つである、宝剣が失われたことを「あさまし」と言う。

4 都の荒廃・秩序の崩壊 11例

延慶本には、都の荒廃や、都の秩序が崩壊することを「あさまし」と言う例がある。これらは11例と多い。

4の1 都の荒廃 4例

まずは福原遷都に関わって、都が荒廃することを「あさまし」と言う例がある。

11 (都の荒廢) 無程二田舎ニ成ニケルコソ、夢ノ心地シテ浅猿ケレ。人々ノ家々ハ、鴨河・桂河ヨリ筏ニ組テ、福原へ下シツ、空キ跡ニハ浅茅ガ原、蓬ガ柚、鳥ノフシド、成テ、虫ノ音ノミゾ恨ケル。(二中・卅「都遷事」)

12 (都の荒廢) (段落末文) 依之、適マ残ル堂塔モ、四壁ハ皆コボタレヌ。荒神達ノ所行ニヤ、浅猿カリ事共也。

(二中・卅三「入道ニ頭共現ジテ見ル事」)

11では、人々が家屋を解体して福原へ移り住んだために都が「田舎」になってしまったこと、12は、かろうじて残った「堂塔」も崩れ落ちてしまったことを、「あさまし」と言う。

都の荒廢は、平家の都落や義仲の入京によっても引き起こされた。13は義仲入京にともなつて「資財雑具」が失われたり、押し入った「北国ノ夷」によって都の秩序が乱されたりすることを、14は生捕られた重衡が入京した時、「平家ノ造営シタリシ家々」が焼失している様子を見て、「あさまし」という。

13 (都の荒廢) 資財雑具、東西南北へ運隠スホドニ、引失事数ヲ不知。穴ヲ掘テ埋シカバ、或ハ打破、或ハ朽損ジテゾ失ニケル。浅猿トモ愚也。増テ北国ノ夷打入ニシ後ハ、八幡・賀茂ノ領ヲ不憚^(音カ)ラ、麦田ヲ苜セテ馬ニ飼、人ノ倉ヲ打破テ物ヲ取ル。(四・廿二「木曾都ニテ悪行振舞事」)

14 (都の荒廢) 此当リニ平家ノ造営シタリシ家々、皆焼失テ、有リシ所トモ見ヘズ。中ニモ小松殿トテ名高ク見ヘシ所モ、築地・門計ハ有テ、浅猿クコソ。中将人シレズ被見廻ハケレバ、此内ニハ犬鳥ノ引シロウ音シケリ。

(五末・八「重衡卿関東へ下給事」)

延慶本にも遷都を清盛の悪行とする認識はあるが、遷都のみならず義仲入京や平家都落も含め、広く都が荒廃する様に対して「あさまし」と言っており、覚一本とは関心の相違がみられる。

4の2 秩序の崩壊 7例

法住寺合戦が起きると、都は大混乱に陥る。

15 (法住寺合戦) 〈段落末文〉：北面ノ者共・若殿上人・諸大夫ナムドハ、面白事ニ思テ、興ニ入タリケリ。少人物ノ心ヲ弁ヘ、オトナシキ人々ハ、「コハ何カニ成リナル世ノ中ゾ。浅猿キ事哉。只今天下ニ大事出来ナム」トアサミアヘリ。 (四・廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」)

16 (法住寺合戦) 〈段落冒頭〉是ノミナラズ、ヲカシク、浅猿ク、心憂事共多クカタリケリ。寒中ニ一衣ヲモキタル者ヲバ、上下ヲイワズハギトリケレバ、男モ女モ皆赤裸ニムカレ、心ウキ事無限ニリ。僅ニ無甲斐命計生ル人々モ、逃隠レツ、都外ナル山野ニゾ交リケル。 (四・廿五「木曾法住寺殿へ押寄事」)

15は法住寺合戦の直前、摂津源氏や河内源氏らが院方に味方すると、「北面ノ者共・若殿上人・諸大夫」らも面白がつて院方集った。「オトナシキ人々」は「浅猿キ事」と言い、今にも「天下ノ大事」が起きるであろうと驚きあされる。この法住寺合戦によって男も女も衣をはがれるという混乱ぶり、人々は都の外へと身を隠した。16は、見苦しいこと、あきれかえること、情けないことが、様々あったと言う。

次の2例は、平宗盛が仲綱の馬を乞い取った話である。宗盛が馬を「仲綱」と主の実名で呼んだことさえ「あさま

し」と思われたのに、「宗盛」という札をつけた馬が京中を迷い歩くとは「世ノ末」であるとなんは嘆き、編者は宗盛の「慎み」のない言動を戒める。

1718 (宗盛) サレバ、競ノ瀧口ニ宗盛ノ引レタリシ遠山ヲバ、園城寺ニテ尾髪ヲ切テ、「宗盛」ト云札ヲツケ、京ノ方ヘ追放ツ。極テイサメル馬ナレバ、京中ヲハセ行リク。人、是ヲ見テ、「アナ浅猿シ」。去比、大臣殿ノ許ニ、「仲綱」ト云馬ノアリシヲコソ、浅猿ト思シニ、今ハ又、「宗盛」ト云馬ノ迷アリクコソ不思議ナレ。世ノ末ニハ、カク見ニクキ事モ有ケル」トゾ申ケル。人ハ世ニアレバトテ、云マジキ事ヲバ慎ムベキニヤ。

(二中・廿九「源三位入道謀叛之由来事」)

そのほか、清盛を取りなしていた重盛が亡くなったので世が乱れるであろうこと(19)、姿を消した後白河法皇の行方を誰も知らないこと(20)、鹿谷での謀が露見して驚く後白河法皇の言動(21)を「あさまし」という例がある⁽²²⁾。

II 「仏法」 9例

「仏法」に関わる例は、覚一本が1例であったのに対し、延慶本では9例が認められる。

1 清盛の悪行 1例

②②は清盛が命じた南都炎上に関する例で、覚一本と共通である。

②② (C 南都炎上) 衆徒首共ヲバ、大路ヲ渡テ、獄門ノ木ニ可被懸ニテアリケルガ、東大寺・興福寺ノ焼ニケル浅猿サニ、渡スニ不及、コ、カシコノ溝ヤ堀ニゾ投捨ケル。
 (二末・四十「南都ヲ焼払事」)

2 神仏への非礼 3例

23 (神意の無視) (章段末文) 神ハ非例ヲ稟給ハネバ、カ、ル不思議出来ニケルニヤ。成親卿、是ニモ思知ザリケルコソ浅猿ケレ。
 (二本・十八「成親卿八幡賀茂ニ僧籠事」)

大将の位を望んだ藤原成親が様々な祈禱を行ったところ、山鳩が食い合ったり、落雷があつて宝殿が炎上したりと「不思議」な出来事が相次いだ。身分不相応な昇進を成就させることはできないという神意をわきまえない、成親の非礼を「あさまし」と言う。

次の2例は、神官や神輿を矢で射ることを「あさまし」と言う例である。

24 (神官殺害) (段落末文) : 頼治承テ防ケルニ、猶大内へ入ラムトスル間、頼治方郎等、散々ニ射ル。疵ヲ蒙ル神人六人、死ル者二人、社司・諸司等、四方ニ逃矢ヌ。誠ニ山王神襟イカバカリカ思食ラムトゾ見ケル。中ニモ八王子ノ祐宜友実ニ矢立タリケルコソ浅猿ケレ。
 (二本・卅一「後二条関白殿滅給事」)

25 (神輿に矢) 今度、十禅師ノ御輿ニ矢ヲ射立事、浅猿ト云モ愚カナリ。「人ヲ怨ル神ヲ怨レバ、国ニ災害起ル」⁽⁶⁶⁾ト云ヘリ。「只天下ノ大事出来ナム」トコソ恐レアヒケレ。
 (一本・卅七「毫雲事」)

嘉保元（一〇九四）年、山久住者円応の殺害に憤った山門が、下洛することがあった。頼治が矢を射て防いだところ、八名の死傷者を出した。24は八王子の祢宜友実に矢が当たったことを「あさまし」と言う。

また、神輿が入洛することは永久元（一一一三）年以降六度あり、武士が防ぐこともあったが、神輿を射ることはなかった。25は「十禅師の御輿」に矢が立つことを「あさまし」と言い、「天下ノ大事」が起きるであろうと恐れ合う。

3 仏法の自壊 5例

次の3例は、山門や南都の大衆らが仏法を破壊することを「あさまし」と言う例である。

26（清水寺炎上）〈段落末文〉「乗円」：只本堂二火ヲ懸テ焼ヤ、者共ト申ケレバ、衆徒等「尤々」ト申テ、火ヲ燃シ御堂ノ四方ニ付タリケレバ、煙リ雲井ハルカニ立昇ル。感陽宮ノ異朝ノ煙ヲ諍フ。一時方程ニ回禄ス。浅猿ト云モ疎也。
（一本・十二「山門大衆清水寺へ寄テ焼事」）

26は山門の大衆が、額打論の報復として興福寺末寺の清水寺を炎上させたことを「あさまし」というものである。

27（山門滅亡）義竟四郎、神人一庄ヲ押留シテ知行ストモ、強ニ何計ノ所得カ有ラムズルニ、敦賀ノ中山ニテ恥ヲ見ノミニアラス、取替ナキ命ヲ失ヒ、山門ノ滅亡、朝家ノ御大幸ニ及ヌル事コソ浅猿ケレ。人ハ能々思慮有ベキ物哉トゾ覚ル。貪欲ハ必ず身ヲハムトイヘリ。深く慎ムベシ。
（二本・六「山門ノ学生ト堂衆ト合戦事」）

28 (山門滅亡) (段落末文) シカレドモ、学生夜二人テ、被テ追返、四方ニ逃失ヌ。学生ノ方ニ討ル、者百余人。
浅増カリシ事共也。
(二本・六「山門ノ学生ト堂衆ト合戦事」)

27 28は、山門の学生と堂衆の合戦についての例である。27は合戦によって「死者二千余人、手負ハ数ヲ不知」という甚大な被害が出て「山門ノ滅亡」に至ったこと、それは即ち「朝家ノ御大事」であるとして「あさまし」と言う。28も堂衆の立てこもる城に攻め寄せた学生が返り討ちにあい、「百余人」が討たれたことを言う。延慶本は27で、「山門ノ滅亡、朝家ノ御大事」を招いた元凶を義竟四郎叡俊の「貪欲」に求め、「貪欲ハ必ず身ヲハム」、「深く慎ムベシ」と戒める。

次の例は、仏法者のあつてはならない言動を難じるものである。

29 (南都大衆) 又南都ノ大衆イカニモ鎮ヤラス、弥騒動ス。公家ヨリモ御使、しきなみ 甞波ニ被下テ、「サレバ何事ヲ鬱リ申スゾ。存知之旨アラバ、イク度モ奏聞ニコソ及バメ」ナド被仰下ケレバ、「別ノ訴詔ニ候ワズ。只清盛入道ニ逢テ死候ワム」トゾ、只一口ニ申ケル。是モ直事ニアラス。入道相国ト申ハ、忝クモ当今ノ御外祖父ゾカシ。其ヲ少モ不憚、カヤウニ申ケルモ浅猿シ。凡、南都ノ大衆ニモ天魔ノ付ニケルトゾミヘシ。

(二末・四十「南都ヲ焼払事」)

南都の大衆が「公家」の使にも応じず、「当今ノ御外祖」清盛に向かって憚りなく「只清盛入道ニ逢テ死候ワム」と言うことを「あさまし」と言う。他に「宣下」に背いて平家追討の祈祷をした実嚴阿闍梨(30)の例がある。

III 「王法」・「仏法」 4例

1 貴人の死後の騒動 2例

二条天皇の葬送の夜に起きた額打論、清盛死後の八条殿炎上をいう例で、覚一本と共通である。

- ③① (二条天皇) 抑、一天ノ君、万乗ノ主ジ、世ヲ早クセサセ給シカバ、心ナキ草木マデモ、猶愁タル色不浅_一ヲコソ有ケムニ、カ、ルアサマシキ事ニテ、
(一本・十「延曆寺与興福寺額立論事」)
- ③② (清盛) 造リ登タリシ八条殿、去六日焼ヌ。人ノ家ノ焼事ハ常ノ事ナレドモ、ヨリフシ、カ、ルモ浅猿_シ。ナニ者ノ付タリケルヤラム、放火トゾ聞ヘシ。
(三本・十三「大政入道他界」)

2 清盛以外の人物 2例

延慶本での西光は、王法・仏法に加害し「あさましき」事態を起こした人物とされる。

- 33 (西光) 身ノ只今ニ滅セムズル事ヲモ顧ミズ、山王ノ神慮ニモ不憚_一、加様_ニノミ申テ、イトゞ震襟ヲ悩シ奉ル、浅猿_事ナリケリ。「讒臣ハ乱リ国ヲ、妬婦ハ破ルト家ニヲ」ミヘタリ。「叢蘭欲茂ニムト、秋風敗ル之ヲ。王者欲ドモ明ニント、讒臣蔽之ニヲ」トモ云ヘリ。誠哉。
(二末・六「一行阿闍梨流罪事」)

- 34 (西光) (章段末文) 西光父子、切者ニテ、世ヲ世トモ思ハズ、人ヲ人トモセザリシ余ニヤ、指モヤム事ナクヲハスル人ノ、アヤマチ給ハヌヲサヘ、サマ々_一讒奏シ奉リケレバ、山王大師ノ神罰・冥罰、立所ニ蒙テ、時尅ヲ

廻サズ、カ、ル目ニアヘリ。「サミツル事ヨ、く」トゾ、人々申アヘリシ。大方ハ、女ト下臈トハ、サカくシキ様ナレドモ、思慮ナキ者也。西光モ下臈ノ終ナリシガ、サバカリノ君ニ召仕レマヒラセテ、果報ヤ尽タリケム、天下ノ大事引出シテ、我身モカク成ヌ。浅猿カリケル事共也。（一末・廿三「師高尾張国ニテ被誅事」）

次の引用部にあるように、明雲座主の流罪は西光の「無実ノ讒奏」によるものであった。

廿一日、前座主明雲僧正ヲバ、僧ノ流罪セラル、例トテ、度縁ヲ被召返ニテ、大納言大夫藤井松枝ト云俗名ヲ付テ、伊豆国へ可被流之由、被宣下。皆人傾申ケレドモ、西光法師ガ無実ノ讒奏ニヨリテ、カク被行ケリ。

（一末・四「明雲僧正伊豆国へ被流事」）

流罪になった明雲を山門の大衆がとり留めたことを受け、西光はなおも、大衆を戒めるよう法皇に進言する。33はこうした西光の、「山王ノ神慮」も憚らず「震襟ヲ惱シ奉ル」「讒奏」を「あさまし」と言う。34でも、西光の「讒奏」によって「天下ノ大事」が起きたこと、「山王大師ノ神罰・冥罰」が下つて斬られたことを「あさまし」と言う。山王の神慮を憚らずに座主流罪を進言し、後白河法皇を煩わせた西光は、王法・仏法への加害者である。

以上、延慶本の編者評としての「あさまし」34例を検討してきた。延慶本で王法に関わる例は、都の荒廃や、都の秩序が崩壊して人々が混乱する様を言う例が多く、11例を数えた。これを鑑みれば、延慶本にとつての王法破滅は都の荒廃であるという見方もできよう。その一方で、仏法に関わつて「あさまし」が使われる例も目立つ。個々の例を

みると、「山門ノ滅亡」は即ち「朝家ノ御大事」である(27)とか、座主流罪を「天下ノ大事」と言ったり(33 34)、神輿に矢が立つことを「天下ノ大事」の先表とする(25)など、仏法の衰退や破壊が「天下ノ大事」に直結するといふ認識を示している。

また、「あさましき」事態を引き起こす人物は、平清盛のほか、山門滅亡を招いた義寛四郎(27)や実厳(30)といった仏法者、譏奏によって王法・仏法の双方に加害した西光(33 34)や神意を無視した藤原成親(23)といった院の近臣、源頼政(8)・平宗盛(17 18)など多岐にわたる。

さらに延慶本は、「あさましき」ことの先例として、栄華を極めながら朝敵となった惠美仲麻呂(9)や、「唐朝」「我朝」の惨事(78)をあげる。これによって、「あさましき」ことは今に始まったものではなく、今も昔も、唐朝でも本朝でも、起り続けていることを確認している。

おわりに

本稿では、覚一本と延慶本の批評句「あさまし」を取り上げ、両編者が物語内のどの出来事を「あさましき」と捉え、それをどのように物語っているかを検討してきた。

「あさまし」と「うたてし」が似通った場面で使われる理由を考えると、「あさまし」が、あつてはならない事態を引き起こした人物への非難を含む場合もあり、また「うたてし」が、人物のふさわしくない行動があつてはならない事態を招く場合もあるためであろう。そのように考えるならば、「うたてし」が人物の行動、「あさまし」が事態の発生に焦点を当てた語であると整理できる。

さて検討の結果、覚一本と延慶本とでは三つの相違点が認められた。まず一点目は、「あさまし」と言われることからの相違である。両本ともに王法・仏法の破滅に対して使われる語であるが、覚一本が「王法」に重きを置くのに対し、延慶本は「仏法」にも強い関心を示していた。

二点目は、「あさましき」事態を招く人物についてである。覚一本の「あさまし」の語は、前代から守られてきた慣習が断ち切られた時や、清盛の王法破壊に対して使われる語であった。特に、高倉宮に対する処罰・遷都の敢行・南都炎上という、清盛が治承四年に行った三つの悪行に対して「あさまし」という評を重ねている。延慶本でも清盛の悪行は描かれるが、「あさましき」事態は、西光をはじめ多くの人物によっても引き起こされていた。特に山門や南都の大衆といった仏法者が、清水寺炎上させたり山門を滅亡させたりと、仏法を自壊することを「あさましき」として、強く戒める傾向にある。

三点目は、先例の扱いの違いである。延慶本は、物語中に起きる「あさましき」ことの実例をあげること、¹⁾「あさましき」事態は、今も昔も、異朝でも本朝でも、変わらず起こり続けていることを確認している。

覚一本は、「あさまし」を治承四年の清盛の悪行に集中して使うことで、王法・仏法が減びるという前代にはなかった「あさましき」事態が起こったことを物語る。一方の延慶本が物語を捉える射程は、覚一本より長い。先例を引くことによって、「あさましき」ことが繰り返して起きてきたという連続性の中に、源平の興亡を位置づけているといえよう。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費 20K21999 の成果の一部である。

- (1) 注
城阪早紀「『覚一本平家物語』の「まさなし」と「うたてし」——語句分析から伝本の相違を考える——」『同志社国文学』九五、二〇二一年二月。続稿として、「延慶本平家物語」の「まさなし」・「きたなし」と「うたてし」——語句分析から伝本の相違を考える(二)——」『同志社国文学』九六、二〇二二年三月がある。
- (2) 『覚一本平家物語』の引用は、以下による。「影印」『平家物語(龍谷大学善本叢書) 思文閣出版、一九九三年。「翻刻」高木市之助ほか校注『平家物語(日本古典文学大系) 岩波書店、一九五九〜六〇年。引用の際には『日本古典文学大系』の判断を尊重し、促音・撥音を小字で補い、補読箇所も本文と同様に扱った。巻一〜六は上巻、巻七〜十二と灌頂巻は下巻である。
- (3) 『延慶本平家物語』の引用は、以下による。「影印」大東急記念文庫蔵本影印、汲古書院、一九八二〜三年。「翻刻」北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語』勉誠出版、一九九九年(初版一九九〇年)。延慶本注釈の会編『延慶本平家物語全注釈』汲古書院、二〇〇五年〜二〇一九年。所在は、(巻・章段番号「章段名」)で示したが、紙幅の都合から章段名の「付」以下は省略した。
- (4) 小林美和「延慶本平家物語の語りとその位置——文末表現を中心に——」『文学・語学』八二、一九七八年六月。小林美和「延慶本平家物語の語りとその位置」『平家物語生成論』三弥井書店、一九八六年。
- (5) 池田敬子「『平家物語』と『太平記』のことば」『国語と国文学』八五・一一、二〇〇八年十一月。
- (6) 池田敬子「『平家物語』と『太平記』のことば(二)——形容詞「あさまし」の語義——」『文芸論叢』(大谷大学)二〇二二年三月。
- (7) 池田敬子「形容詞「うたてし」の語義——『平家物語』と『太平記』のことば(三)——」『軍記物語の窓』四、二〇二二年十二月。
- (8) 注(1)に同じ。
- (9) 覚一本の「あさまし」の派生語10例の内訳は、「あさましげ」3例、「あさましさ」7例である。
- (10) (C)地の文「②登場人物の心情」、「②登場人物の心情」には、次のような例がある。また心内語は、引用の「と」を伴う例を私に分類した。
- (地)：西光法師「頸をとるにはしかず」とて、瓶子のくびをとってぞ入にける。浄憲法印あまりのあさましさに、つや

く物も申されず。

(卷一「鹿谷」)

(会)三位(こ)じうとに越前法眼性意といふ僧あり。其中間法師軍見んとて河原へいでたりけるが、三位のはだかだ、れたるに見あふて、「あなあさまし」とてはしりより、… (卷八「鼓判官」)

(心)…水縁は、仏像経巻のけぶりとのほりけるを見て、あなあさましとむねうちさはぎ、 (卷六「新院崩御」)

(11) 段落の区切りは、覚一本は「日本古典文学大系」(注②)、延慶本は「延慶本平家物語」(北原保雄・小川栄一編、注③)の判断によった。内容のまとまりを把握する目安にはなるう。

(12) 延慶本の「あさまし」の派生語10例の内訳は、「あさましがる」1例、「あさましげなり」6例、「あさましさ」3例である。

(13) 延慶本には、鬼の容姿をいう例が2例(地の文1例、会話文1例)みえる。

(地)「秦王破陣楽」ト云楽ヲ弾給ケル程ニ、イト怖シク浅猿ゲナル鬼独り、御前ニ跪テ聞居タリ。

(二中・廿五「前中書王事」)

(14) 延慶本の〈C〉「会話文・心内語」の「①人々の評」5例は715171819で、すべてI「王法」に分類される。

(15) ただし21(鹿谷事件露見)を編者評とみてよいかについては、解釈の余地が残る。

19(重盛の死)八月一日、小松内大臣重盛公薨給ヌ。(中略)「…入道ノサシモ横紙ヲ破ラル、事ヲモ、此大臣ノナラシ有ラ

レツレバコソ、世モ穩クテ過ツルニ、コハ浅猿事カナ」トゾ歎アヘル。(二本・廿「小松殿死給事」)

20(法皇の消息不明)大臣殿「君ハイツクニワタラセ給ゾ」ト被申ケレドモ、「ワレコソ知マヒラセタリ」ト云人モナシ。

只各泣アヘリ。アサマシナムドモオロカナリ。(三末・廿三「法皇忍テ鞍馬ヘ御幸事」)

21(鹿谷事件露見)兵衛佐、御前ニ参テ此由ヲ被申ケレバ、法皇モ大ニ驚セ給テ、「是等ガ内々謀リシ事、漏レニケルヨ

ナ」ト思食モ浅猿シ。(一末・十六「丹波少将成経西八条ヘ被召事」)

(16) 延慶本全注釈(注③)は、「人怨神怒、即災害必生」(『貞観政要』)を引き、「手本として見るべきもののない政治をすれば、

人は恨み神は怒り、そうすると必ず災害が起きる意」とする。

(17) 30(実厳)の「注進」の語、脱落したものと思われる。長門本によって補った。

30(実厳)又、朝敵追討ノ仰ヲ奉テ、太元ノ法被行ケル。小栗栖寺ノ実厳阿闍梨、御卷数ヲ進タリケルニ、被披見処ニ、

平家追討ノ由(注進)シタリケルコソ浅猿ケレ。

(三本・廿八「兵革ノ折ニ秘法共被行事」)

参考文献・引用文献

- ・中村幸彦編『角川古語大辞典』角川書店、一九八二年。
- ・中田祝夫・和田利政・北原保雄『古語大辞典』小学館、一九八三年。
- ・室町時代語辞典編修委員会編『時代別国語大辞典(室町時代編)』三省堂、一九八五～二〇〇一年。
- ・日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典(第二版)』小学館、二〇〇〇～二年。
- ・築島裕編『古語大鑑』東京大学出版会、二〇一一年～現在刊行中。
- ・市古貞次『平家物語辞典』明治書院、一九七三年。
- ・原田種成『貞観政要』(新釈漢文大系)九五、明治書院、一九七八年。